

建設業許可の手引き

茨城県土木部監理課

平成30年4月1日以降版

はじめに

この手引きは、これから建設業の許可を受けようとする方のために、建設業法に基づく許可の基準や申請の手続きについて簡明にまとめたものです。建設業の許可を受けようとする方は、建設業法の趣旨を十分ご理解のうえ、申請の手続きを行ってください。

なお、申請書類の記入漏れや添付書類の不備等があった場合、申請書類を受付できない場合があります。また、受付した場合でも、取下げや却下処分となる場合があります（登録免許税を除き、手数料は返却されません。）。提出書類や添付書類に虚偽や不正があった場合は、法律により処罰されますので御留意願います。

申請に当たって不明な点がある場合は監理課建設業担当、又は管轄する土木事務所（22頁参照）にお問い合わせください。

申請手続の代理を業として行うことができるのは、弁護士又は行政書士に限られておりますので御注意ください。

茨城県土木部監理課建設業担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 電話：029-301-4334

<建設業担当ホームページ>

<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/kennsetugyoutanntouho-mupe-jimenu.html>

目 次

1 建設業の許可について

建設業の許可と種類

1 建設業とは	1
2 許可を必要とする者	1
3 許可行政庁	2
4 許可の区分(一般建設業と特定建設業)	3
5 許可の有効期間	3

許可の基準

1 経營業務の管理責任者がいること	9
2 専任技術者を営業所ごとに配置していること	11
3 請負契約に関して誠実性を有していること	17
4 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること	17
5 欠格要件に該当しないこと	18

許可の申請手続き

1 申請手数料	19
2 申請区分	20
3 標準処理期間	21
4 許可申請書の販売先	21
5 許可申請書の提出先・提出部数	21
6 許可申請の取下げ	22
7 許可通知書の交付	23
8 許可の有効期間	23
9 健康保険等加入状況の確認	23
10 申請書類	24
11 各種証明書取扱い窓口	31
12 許可を受けたあとの届出等	32
13 国土交通大臣許可業者における建設業許可について	42

2 申請書の記載方法

1 作成に当たって	45
2 一般的注意事項	45
3 財務諸表(様式第15号~第19号)の作成について	46

<記載例>

第1号 建設業許可申請書	47
第1号 建設業許可申請書別紙1	50
第1号 建設業許可申請書別紙2(1)	51
第1号 建設業許可申請書別紙2(2)	53

第1号 建設業許可申請書別紙3	54
第1号 建設業許可申請書別紙4	55
第2号 工事経歴書	57
第3号 直前三年の各事業年度における工事施工金額	65
第4号 使用人数	66
第6号 誓約書	67
第7号 経營業務の管理責任者証明書	68
第7号 経營業務の管理責任者証明書(別紙)	70
第8号 専任技術者証明書(新規・変更)	71
第9号 実務経験証明書	74
第10号 指導監督的実務経験証明書	76
第11号 令第3条に規定する使用人の一覧表	77
第11号の2 国家資格者等・監理技術者一覧表	78
第12号 許可申請者の住所, 生年月日等に関する調書	81
第13号 令第3条に規定する使用人の住所, 生年月日等に関する調書	81
第14号 株主(出資者)調書	82
第15号 貸借対照表	83
第16号 損益計算書・完成工事原価報告書	85
第17号 株主資本等変動計算書	92
第17号の2 注記表	94
第17号の3 附属明細表	97
第18号 貸借対照表(個人用)	100
第19号 損益計算書(個人用)	101
第20号 営業の沿革	102
第20号の2 所属建設業者団体	103
第20号の3 健康保険等の加入状況	104
第20号の4 主要取引金融機関名	106
第22号の2 変更届出書	107
第22号の3 届出書	112
別紙8 変更届出書	114
第22号の4 廃業届	115
建設業法施行規則別表(一) 都道府県知事コード	118
建設業法施行規則別表(二) 有資格コード一覧(一般建設業)	119
建設業法施行規則別表(二) 有資格コード一覧(特定建設業)	121